○伊豆市建築物アスベスト除去等事業費補助金交付要綱

制定　平成29年３月31日告示第74号

改正　令和３年３月31日告示第78号の２

伊豆市建築物アスベスト除去等事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、アスベストによる健康被害に対する市民の不安解消を図るため、建築物のアスベスト除去等事業（以下「補助事業」という。）を行う建築物の所有者等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義等）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　アスベスト　労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第６条第23号に規定する石綿等をいう。

(２)　アスベスト除去等事業　建築物の吹付けアスベストの除去、封じ込め若しくは囲い込み又は吹付けアスベストが施工されている建築物の除去（以下「除去等」という。）を行うものをいう。

（補助対象建築物）

第３条　補助事業の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(１)　本市の区域内に存する建築物であること。

(２)　除去等に関し、この要綱に基づく補助金以外の補助金の交付を受けていないものであること。

（補助対象経費及び補助額）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、除去等に要する経費とし、補助額は、補助対象経費の３分の２以内の額で、１敷地当たり120万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、建築物アスベスト除去等事業費補助金申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(１)　補助対象建築物の所在地、所有者等を証明する書類（登記事項証明書等）

(２)　補助対象建築物の建築年月、用途等を証明する書類（確認済証、検査済証等の写し）

(３)　補助対象建築物の全景及び事業を実施する箇所が確認できる写真

(４)　補助対象建築物を明示した案内図、見取り図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等

(５)　アスベストが吹き付けられていることを明らかにする書類

(６)　除去等を行う工事施工者（以下「工事施工者」という。）から発行された除去等に係る見積書

(７)　市税等の納税証明書

(８)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定及び条件）

第６条　市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請内容を審査し、建築物アスベスト除去等事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に対して補助金の交付の通知を行うものとする。

２　次に掲げる事項は、前項の規定による交付の決定をする際の条件とする。

(１)　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、市長による承認を受けなければならないこと。

ア　補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

イ　補助事業の内容の変更をしようとする場合

ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(２)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(３)　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保管しなければならないこと。

（変更等の承認申請）

第７条　前条第２項第１号に規定する承認を受けようとする者は、建築物アスベスト除去等事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(１)　前条第１項による補助金交付決定通知書の写し

(２)　次条第１項による変更等承認通知書の写し（承認を受けている場合に限る。）

(３)　変更等の内容が分かる書類

(４)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（変更等の承認）

第８条　市長は、前条の規定による変更等の承認申請があったときは、当該申請内容を審査し、建築物アスベスト除去等事業変更等承認通知書（様式第４号）により、申請者に対して承認の通知を行うものとする。

（実績報告）

第９条　補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日までに、建築物アスベスト除去等事業実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(１)　補助事業に関して工事施工者と締結した契約書等の写し

(２)　補助事業に要した費用に係る工事施工者からの領収書の写し

(３)　工事施工者から発行された改修結果報告書

(４)　補助事業の実施状況が適切に確認できる写真

(５)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条　市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、建築物アスベスト除去等事業費補助金額確定通知書（様式第６号）により報告者に対して額の確定を通知するものとする。

（交付の請求）

第11条　補助金の交付の確定を受けた者は、補助事業に係る補助金の交付を請求しようとする場合には、建築物アスベスト除去等事業費補助金交付請求書（様式第７号）を確定通知書を受領した日から起算して10日以内に市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条　市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、第10条の補助金の額の確定を通知した後においても同様とする。

(１)　偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(２)　補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(３)　前２号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第13条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第14条　補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(１)　当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除した得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(２)　第９条の規定による実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(３)　第９条の規定による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（第１号又は前号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第８号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを市に返還しなければならないこと。

附　則

１　この告示は、平成29年４月１日から施行する。

２　この告示は、公示の日から施行し、平成29年度から令和７年度までの分の補助金に適用する。

附　則

　この告示は、令和３年４月１日から施行する。